

## 名古屋議定書実施に向けた意見交換会

### ー研究機関はどのように対処すべきかー

2015年6月25日（TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター2A）報告

同研修会は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所知的財産室・ABS 学術対策チームが主催しているものです。名古屋議定書は、生物多様性条約（CBD: Convention on Biological Diversity）の三つの目的の一つである「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS: Access and Benefit-Sharing）」に関する国際的な取り決めです。日本の学術研究機関で組織として名古屋議定書対応の制度設計を行い、実施している機関は少ないのが現状で、多くは情報が少ないため模索段階であろうと推測されます。そのような現状で日本の学術研究機関の中で組織として先進的な取り組みを行っている研究機関を紹介し、検討中の各機関の参考となるため今回の意見交換会を通じて日本における研究機関の名古屋議定書対応に、具体的にどう対処すべきか、本会では、どのような課題があるか現場レベルで討論を行いました。資料は遺伝子機能解析部門事務室に保管されています。ご覧になりたい方は事務室までご連絡ください。

プログラムは下記の通りです。

- ・「名古屋議定書と国内措置」  
（国立遺伝学研究所知的財産室 ABS 学術対策チーム 鈴木 睦昭氏）
- ・「国立科学博物館の取り組みの現状と課題」  
（国立科学博物館植物研究部 細矢剛氏）
- ・「九州大学における研究材料の授受に関する管理手法の開発とそれに伴う関連法令遵守」  
（九州大学有体物管理センター 深見克哉氏）
- ・「名古屋議定書実施への取組」  
（海洋研究開発機構（JAMSTEC）事業推進部 山田康夫氏）
- ・「名古屋議定書と地方大学のつづやき」  
（山口大学大学研究推進気候知的財産センター 佐田洋一郎氏）

「名古屋議定書と国内措置」では、名古屋議定書に対する研究機関の対応の討論のための基礎知識の提供がなされた。名古屋議定書は従前のルール・考え方に国際的な法的拘束力が付与された物であり、国内措置としては、海外遺伝資源の入手する場合、利用者は生物多様性条約の下で提供国の既に存在する法律・規制を遵守すると同時に、利用国内では新たに設置される ABS クリアリングハウスにより利用状況の監視されることとなります。このことは大学研究など学術使用も例外ではなく、非金銭的利益配分が求められるため、将来の我が国の国内措置開始に各学術研究機関は備える必要があります。

「国立科学博物館の取り組みの現状と課題」では、国立科学博物館の活動内容として、標本収集とそれに基づく生物多様性情報の発信を行うことが紹介されました。海外調査による標本取得の多くは提供国からの生物資源の取得にあたるため、名古屋議定書への対応が必要となります。標本の利用による論文出版などは非金銭的利益の取得にあたり、正当な利益還元をする必要があります。従って、名古屋議定書に対応するためには先ず国立科学博物館の組織全体への名古屋議定書に関する基礎知識を普及する必要があります。組織をあげて仕組みの構築・確立を早急に行う必要があることが強調されました。

「九州大学における研究材料の授受に関する管理手法の開発とそれに伴う関連法令遵守」では、九州大学は国内外からの研究材料の授受に関する問題点に対応するために、有体物管理センターMMC で独自にシステムを構築し、運用していることが紹介されました。MMC を運用することにより、すべての学内での生物資源を含みサーチツールの授受がアーカイブ化され、いかなる状況にも組織としての対応が可能になりました。このシステムのネットワーク構築により国内外の研究機関との生物資源の授受が可能になっています。MMC のシステムは水平移行が可能で、利用契約書に同意することにより他大学がシステムを利用することができます。個々の大学研究機関が組織として ABS に対応するための一つの方法として、MMC の本システムの利用は有望な対応策と言えるかもしれません。

「名古屋議定書実施への取組」では、国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）での ABS への対応の現状が紹介されました。JAMSTEC では海底下生物圏からの生物試料を採取し、試料の保管とそのデータベース化を行っており、世界中からのリクエストにも対応します。公募を通じて全国の研究機関からの研究が JAMSTEC の施設を利用して行われます。その際、公海以外の水域からの生物試料の採取は ABS の対象となります。そのため外国海域における調査活動

に関する調整フローを作成する必要があり、組織全体で対応し、一年半かけて作成が完了しました。現在の組織としての試みとしては、ABSに関する情報の共有を行い、セミナーやトレーニングを通じてABSの啓蒙活動を行っています。また海外調査に関しては各種実務担当者によるチームが研究提案者をサポートします。今後の課題としては、どの研究機関にもあてはまりますが、ABS関連手続が不明・未整備の国へのコンタクトポイントの開拓、各国の規制・動向の最新情報の入手、海外の学術研究機関との情報の共有、生物サンプルの配布・管理手続の確立などが挙げられました。

「名古屋議定書と地方大学のつづやき」では、山口大学におけるABSにまつわる現場の混乱した様子をご紹介いただきました。資源提供国との手続に際し、相手国の状況や政府の窓口担当に関する情報の入手が困難である現状や、日本人に馴染みの無い外国語による法的渉外業務を行うことの難しさなど、外国の生物資源を活用して研究を遂行することの難しい様子がよくわかりました。

まとめでは、今後のABSへの対応について、個々の機関内での体制の整備が急がれることが課題として、

- (1) 学内啓発活動・体制整備
- (2) 各国の規制への対応
- (3) 提供国へのコンタクトに関する課題
- (4) 遺伝資源の配布・管理手続きの課題

が挙げられました。法整備がなされていない現状でABSの対策を講じるのは大変であるものの、条約に批准したときのことを想定して準備を進めて行く必要があります。大学の場合、先ずどの程度、海外から生物資源を使って研究している教員がいるかを把握することが大事です。大学ABSへの体制を整えて行く場合、大学のミッションに沿って実行していくと対応しやすいかもしれません。研究者と事務方が協力してABSに対応することが重要です。事務方も、業務を遂行する上で教員の研究内容をある程度、把握しておくことも大事で、そのため教職員へのABSの啓蒙活動も必要であるとの意見もありました。ABSことを分かっているつもりでも分かっていない教員、自分に関わりがないと思っけていても、実際には関わっているかもしれない教員が本学にも相当数いるかもしれません。今後も、ABSに関する国内外の情報を収集し、本学としても対応の準備をしていくことが必要ではないかを思われます。

(西村)